

令和7年度 薩摩川内市民まちづくり公社事業計画書

I 概況

本公社は、これまで、設置目的の「生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術・文化・スポーツ等の振興を図るとともに、市民の皆様に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等の事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与すること」に鋭意、努めて参りました。

特に、管理受託施設については、依然として継続する新型コロナウイルス感染症の感染対策等に配慮しつつ、市民の皆様に安全、安心、快適なサービスの提供に努め、効率的な運営に心掛けております。

今後においても、多くの市民の皆様に喜んでいただき、管理受託施設の利用促進と市民の皆様の生涯学習の推進等に寄与できるよう、公益目的事業等を積極的に実施して参ります。

II 基本方針

令和7年度においても、定款に定める設置目的に沿った事業運営を積極的に行うとともに、各事業については、サービスの向上や経費の節減などに引き続き努めて参ります。

特に、今般、収支相償原則の見直しや公益充実資金の創設など、公益法人制度改革が実施されたことから、改正後の収支規律や積立資金の取扱い等に留意しつつ、制度改革に沿った公益法人経営を行って参ります。

公益目的事業にあつては、専門性、独自性を高め、事業を実施する際には、事業の目的、内容、規模、実施期間等を適切に精査して実施するとともに、収益事業においては、施設利用者等のニーズに沿った商品やサービスの提供に努め、公益目的事業の財源確保に努めます。

なお、現在管理受託している公共施設のうち、せんだい宇宙館の指定管理期間が最終年度となることから、再申請のうえ、引き続き管理を受託できるよう努めます。

III 事業内容

1 公益目的事業

公社定款第4条の規定に基づき、市民の皆様の生涯学習の推進と福祉の向上に寄与するため、次のとおり事業を実施します。

(1) 受託施設管理事業

指定管理者制度等に基づき、薩摩川内市から受託する公共施設について、施設の設置目的に沿って適切に管理及び運営を行います。また、当該受託施設等を活用して生涯学習の推進に資する各種講座、創作体験教室、イベント等を実施しま

す。なお、管理受託する施設のうち、川内歴史資料館、川内まごころ文学館等においては、市内の歴史、考古、民俗、美術及び文学等に関する調査、研究を行います。

《管理受託施設の内訳》

- ア 指定管理者制度による受託施設・・・78施設
- a 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
 - ・総合運動公園の有料公園施設、御陵下公園施設：12施設
 - ・屋外運動場照明施設：14施設
 - ・川内地域及び樋脇地域の都市公園：35施設
 - ・川内地域の普通公園：10施設
 - ・寺山いこいの広場：1施設 ※全72施設 予定
 - b 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）（4施設）
 - ・川内歴史資料館、川内まごころ文学館
 - ・薩摩国分寺跡史跡公園、横岡古墳公園
 - c 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）（1施設）
 - ・入来文化ホール・サンフラワーいりき
 - c 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）（1施設）
 - ・せんだい宇宙館
- イ 部分管理受託施設・・・1施設
- a 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）
 - ・中央図書館（平日・休日・夜間運營業務）

(2) 芸術・文化・スポーツ振興事業

ア 芸術文化振興事業

薩摩川内市の公共施設等を活用して優れた音楽、舞台芸術等を鑑賞する機会を市民の皆様に提供し、市民文化の高揚を図ります。

イ スポーツ振興事業

薩摩川内市総合運動公園等において、スポーツ教室や講演会などのスポーツイベントを開催し、スポーツ振興等に寄与して参ります。

(3) いきいき生涯学習事業

指定管理受託施設等を活用し、生涯学習事業、講座等を自主事業として実施し、管理受託施設の利用促進を図ります。

また、薩摩川内市総合体育館では「ニュースポーツ体験会」を開催し、市民の皆様に新たなスポーツに触れていただく機会を創出します。

(4) 花と緑のまちづくり事業

花と緑のまちづくりを推進するため、自治会、ボランティア団体等に花苗を無

料配布し、市内公共施設等の緑化及び環境美化等に努めるほか、環境美化ボランティア団体等を支援し、公社管理施設等の環境美化に努めます。

(5) キラキラ寺山事業

せんだい宇宙館等において、「市民星空観望会」、「宇宙館科学工作教室」、「ウィークエンド工作教室」のほか、少年自然の家との連携による出張星空観望会や流星群観察会等を実施し、天文学の普及と施設の利用促進に努めます。

(6) サービス事業

管理受託施設において、コピーの実費サービス等を行い、施設利用者の利便を図ります。

(7) 広報宣伝事業

芸術・文化・スポーツ等の自主事業の活動状況及び管理受託施設の利用状況等について、次のとおり広報宣伝を行い、市民の皆様の利便性の向上や事業への参加促進を図るとともに、管理受託施設の利用促進を図ります。

- ・公社報（アクスタイム） 月1回発行（2,000部）
※ 市内公共施設、学校、事業所、報道機関等に配布
- ・新聞チラシ（アクスタイム情報） 月1回発行（約14,900部）
※ 南日本新聞川薩地区販売所長会が自主発行される「家庭メモ」の裏面を活用し、アクスタイムの情報を抜粋して掲載
- ・ホームページの更新 随時

2 収益事業

公社定款第5条の規定に基づき、公益目的事業（自主事業）の財源の一部に充当し、同事業の推進に資するため、次のとおり収益事業を実施します。

(1) 売店の設置運営事業

施設利用者の利便を図るため、総合体育館ではエントランスホールに売店を設置し、清涼飲料水や軽食、スポーツ用品等を、また、せんだい宇宙館では宇宙グッズコーナーを設置し、キーホルダーや宇宙食等を販売します。

(2) 自動販売機の設置運営事業

管理受託する施設や都市公園等の利用者の利便を図るため、清涼飲料水等の自動販売機を設置します。

(3) 書籍等の販売事業

管理受託する施設で実施するイベント、企画展等に関連する商品や書籍等の販売を行います。

3 事務局

設立目的に沿った公社経営を行うとともに、公益目的事業及び収益事業を円滑に実施するため、また、公益法人制度改革に伴い、遺漏なく新たな財務規律や会計基準に適用できるよう、的確に予算及び事務の執行を行って参ります。加えて、管理受託施設数に見合う職員定数の管理を徹底するとともに、厳しい雇用情勢であることから、職員の勤務継続と速やかな補充への取組みなど、良好な雇用環境の維持に努めます。

また、令和10年3月には公社設立30周年を迎えることから、記念事業実施に向けて検討を進めることとします。

4 事業の概要

本公社の事業の体系は、次のとおりです。

